

生活福祉資金(総合支援資金)特例貸付借用書

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 様

令和 年 月 日

(借受人) ※ 本人が署名して下さい。
住所
氏名
(印)

私は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、特約条項を承認のうえ、下記要項に同意します。

[借入要項]

1 貸付金の借入	
借入総額	_____円
借入期間	令和 年 月 から令和 年 月 までの _____ か月間
借入月額	_____円× _____ か月
受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による
2 貸付金の利息	
据置期間は、貸付期間の終了後 _____ 月とする	
貸付金の利息は無利子とする。	
3 貸付金の償還(予定)	
据置期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
償還期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
償還方法	据置期間終了後、月賦償還(元金均等償還)
(注)	償還計画は、据置期間の終了する2月前までに、上記償還(予定)を基本としつつ、借受人と愛媛県社会福祉協議会との協議を踏まえて確定することとします。

借受人指定の金融機関等口座

金融機関等名	支店名	普通・当座	口座番号	口座名義

整理番号	会計	地区	年度	資金	貸付コード	市区町村社協	大洲市社会福祉協議会
							民協

[特約条項]

(貸付の停止等)

第1条 愛媛県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は 愛媛県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

2 愛媛県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部または一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ① 借入金を、他に流用したとき
- ② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
- ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに愛媛県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 住所等の変更があったとき
- ② 借受期間中に就職したとき
- ③ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- ④ 世帯の状況に著しい変更があったとき
- ⑤ その他、愛媛県社会福祉協議会が定めた事項

(延滞利息)

第3条 借受人は、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3%の利率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(管轄裁判所の合意)

第4条 愛媛県社会福祉協議会と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、愛媛県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(雑則)

第5条 借受人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。